

バス・タクシーにおける
新型コロナウイルス感染症
感染防止対策ガイドライン
(第5版)

一般社団法人北海道バス協会
一般社団法人北海道ハイヤー協会
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部

令和2年(2020年)11月24日

目次

1. はじめに	1
(1) 新型コロナウイルス感染症とは	1
(2) 感染防止のための基本的な考え方	3
2. 感染防止対策	4
(1) 従業員等の健康管理	4
(2) 施設別対応	5
ア 事業所内	5
イ 事業者自らが保有する整備場内	8
ウ バス車内	8
エ タクシー車内	11
オ バスターミナル	12
カ バス待合所・停留所	12
キ タクシープール	12
(3) シーン別対応事例	13
ア バス車内	13
イ タクシー車内	14
ウ 切符・定期券等の購入窓口	16
エ 事業所内	17
3. 従業員等に感染が確認された場合の対応例	19
(1) 感染が疑われる従業員等の対応	19
(2) 濃厚接触者への対応	21
(3) 事業者の対応	22
4. 利用者等に感染者がいたことが判明した場合	25
5. 周知活動	26
(1) 従業員等・事業者向け	26
(2) 利用者向け	26
6. 連絡先一覧	30

1. はじめに

本ガイドラインは、いわゆる「3密（密閉・密接・密集）」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な事業形態で、道民の移動をはじめ、生活・文化や経済交流などの活動に欠かせない業種である「バス・タクシー業」における、感染防止のための取組について整理したものである。

なお、本ガイドラインは、主に次の資料を参考とした。今後、これらの改訂等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行っていく。

【参考資料】

- 公益社団法人日本バス協会(2020)「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」
- 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(2020)「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」
- 一般社団法人全国個人タクシー協会(2020)「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」
- 一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会(2020)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）」
- 貸切バス旅行連絡会（2020）「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（第2版）

（1）新型コロナウイルス感染症とは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつで、コロナウイルスには、一般的の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

コロナウイルスは、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。

物の表面についたウイルスは時間が経過すれば壊れてしまうが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

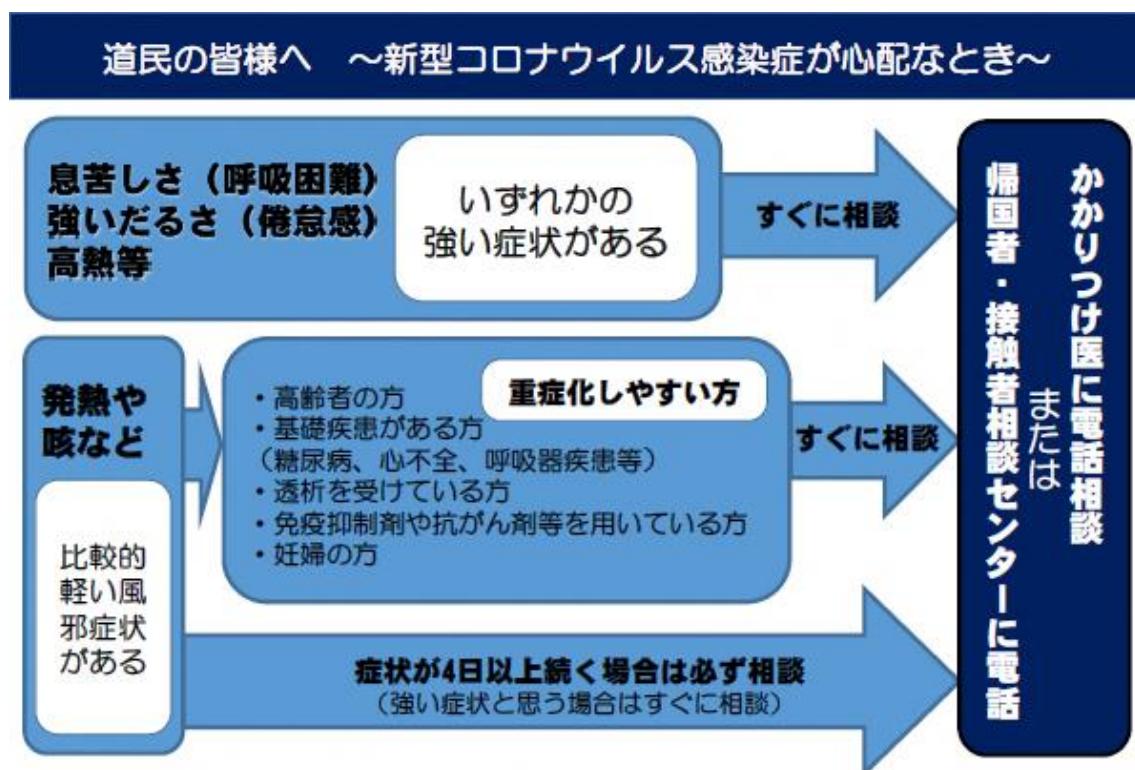
「飛沫感染」：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言う。

「接触感染」：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスがつき、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。WHOでは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしている。

（出典）厚生労働省（2020）「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（令和2年5月19日時点版）」

北海道では、道民に対して、新型コロナウイルス感染症への感染が心配なとき、次のような症状がある場合には、かかりつけ医もしくは帰国者・接触者相談センター（連絡先はP30～32のとおり。）に電話相談するよう呼びかけている。

図 道民のみなさまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



（出典）北海道（2020）「新型コロナウイルス感染症が心配なとき」

（2）感染防止のための基本的な考え方

バスやタクシーをはじめとした地域交通は、道民の日常生活を支える重要なインフラであり、国の緊急事態宣言下にあっても道民の生活を支えるため、感染防止を徹底しつつ、運行を継続する必要がある。

事業者は、事業所の立地や運行形態などを踏まえて、事業所内、車両内、運行経路、立ち寄り先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるとともに、利用者の感染リスクを最小限に抑える必要がある。

このため、それぞれの施設やシーンでの感染防止対策について例示するとともに、実際に感染が発生した場合の対応について整理する。

2. 感染防止対策

(1) 従業員等の健康管理

感染防止対策のための体制整備

- ・ 感染防止対策を行うにあたっては、各事業者において、経営トップが率先して、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 体制の整備にあたっては、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関連法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 緊急時にも連絡できるよう、あらかじめ緊急時の連絡先を定めるとともに、職場内の連絡網を整備する。
- ・ 一般社団法人北海道バス協会及び一般社団法人北海道ハイヤー協会、並びに一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部からの情報提供はもとより、国や地方公共団体が発表する新型コロナウイルス感染症の情報について、常時収集を行い、最新の情報に基づいた感染防止対策を行えるように努める。

従業員等の定期的な体調確認

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させる。
- ・ 点呼時に、乗務員に体温測定結果や症状の有無を報告させる。(健康チェック表等による乗務員の健康状態の確認)

体調の悪い従業員等への対応

- ・ 発熱やせき等の症状がある従業員等は自宅待機させる。特に息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化がないか重点的に確認する。
- ・ 乗務中に、発熱や体調不良が発生した場合は、直ちに運行を中止し、運行管理者に連絡して指示を受ける。
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機させた従業員等については、毎日健康状態を確認する。症状がなくなり、出社判断を行う際には、次の基準などを参考に判断する。

表 自宅待機をしている従業員等の職場復帰の目安（例）

次の 1) 及び 2) の両方の条件を満たすこと 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している 2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日経過している <small>*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **せき・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など</small>
8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと 3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと
ヨーロッパ CDC の隔離解除基準のうち Mild suspected or confirmed COVID-19 cases を参照した

（出典）日本渡航医学会・日本産業衛生学会(2020)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）」

- ・症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

従業員等に対して新しい生活様式の実践を促進

- ・ 従業員等に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、生活に必要な場合を除く外出の自粛や身体的距離の確保など、新しい生活様式の実践に向け、日常生活における行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
 - ・ 従業員等に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるように促す。
- 通勤における公共交通機関の混雑緩和や感染拡大の防止
- ・ 通勤における公共交通の混雑を緩和するため、可能な限り時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制など、様々な勤務態勢を活用できるようにする。
 - ・ 公共交通を利用する従業員等に対して、マスク着用や私語をしないことなどを徹底するよう促す。

（2）施設別対応

ア 事業所内

事業所内における身体的距離の確保

- ・ 従業員の飛沫感染を防ぐため、座席配置等はできるだけ 2 メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は極力避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低でも 1 メートルあける等の対策を検討する）。

手洗い・手指消毒のための環境整備

- ・ 始業時をはじめ、従業員が定期的に手洗いや手指消毒を徹底できるよう、必要な水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。

- 勤務中のマスク着用の徹底
 - ・ 従業員に対して、休憩時間を含む勤務中のマスク着用を徹底する。
- 定期的な換気
 - ・ 可能な限り 1 時間に 2 回程度、窓を開けて換気に努める。
- 共用物品等の削減や洗浄・消毒の徹底
 - ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を最小限にするよう工夫する。
 - ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、テーブル・いすなどの共用設備について、適宜清掃・消毒を行う。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- 受付などの人と人が対面する場所の遮蔽
 - ・ 受付などの人と人が頻繁に対面する場所は、可能な限り透明なビニールカーテンやアクリル板などで遮蔽する。
 - ・ 各事業者の状況等を踏まえつつ、可能な限りキャッシュレス決済の導入を検討する。
- 外勤・出張における感染防止の徹底
 - ・ 外勤は、公共交通機関のラッシュ時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようを行う。
 - ・ 出張は、訪問地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
 - ・ 外勤や出張の際には、面会相手や時間、移動経路、訪問場所等を記録に残す。
- 会議・打ち合わせ等における感染防止の徹底
 - ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離を少なくとも 1 メートル以上確保できないような場合は、原則として行わない。
 - ・ 少人数の会議や打ち合わせについては、必要性を検討の上で判断（時期の見直しやテレビ会議による代替など）する。仮に対面で行う場合でも、近距離や対面に座らないように工夫する。
 - ・ オンラインではない社外の会議やイベント等は、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。
 - ・ 採用説明会や面接等については、可能な限りテレビ会議等で実施する。
 - ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン¹などを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する。
- 揭示物等による普及啓発
 - ・ 事業所内に感染拡大防止を呼びかけるチラシ等を掲示し、従業員等に対して感染拡大防止を呼びかける。
- 休憩・休息スペースにおける感染拡大防止の徹底
 - ・ 休憩・休息スペースの共用物品（テーブル・イスなど）は、定期的に消毒する。

¹ 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>)

- ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 休憩・休息を取る場合には、2メートル以上の距離を確保するよう努める。また、休憩・休息スペースへの入場人数の制限や常時換気など、「3密」にならないような取組を徹底する。
 - ・ 休憩・休息スペースでは、マスク着用を徹底する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には、適宜マスクを外すなど熱中症予防の行動をする²。
 - ・ 食堂等での飲食についても、利用時間をずらす、イスを間引くなどして、2メートル以上の距離を確保する。(施設の制約等により困難な場合は、可能な限り対面で着席しないよう配慮する。)
- トイレにおける感染拡大防止の徹底
- ・ 便座は通常の清掃でかまわないが、不特定多数が利用する場所は清拭消毒を行う。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・ ふたを閉めてからトイレの水を流すよう徹底する。
 - ・ ハンドドライヤーや共用タオルは禁止し、ペーパータオルを設置する。設置が難しい場合は、従業員等に個人用タオルの持参を求める。
- 取引先等の来社時対応
- ・ 取引先等の来社については、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- 点呼時における感染予防対策の徹底
- ・ 対面により乗務員に対して点呼を行う際には、3密を避けるため、適切な距離を保つこと、可能な限り運行管理者等と乗務員の間に透明ビニールカーテンなどを設置することや、換気を徹底すること等を行う。
 - ・ 運行管理者等に対して、マスク着用や点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
 - ・ 乗務員に対して、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が行われていることを確認する。
 - ・ アルコール検知器のこまめな除菌や携帯型アルコール検知器の活用など、複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。(なお、アルコール検知器の使用にあたっては、手指や検知器をアルコール除菌した直後に測定するこ

² 環境省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～『新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

とで誤作動を起こす事案が散見されることから業界団体から次の利用手順で測定することが推奨されている。)

図 アルコール検知器の利用手順



(出典) アルコール検知器協議会 (2020) 「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」

イ 事業者自らが保有する整備場内

- 勤務中のマスク着用の徹底
 - ・ 従業員に対して、休憩時間も含む勤務中のマスク等の着用を徹底する。
- 定期的な換気
 - ・ 可能な限り 1 時間に 2 回程度、窓を開けて換気に努める。
- 共用物品等の削減や洗浄・消毒の徹底
 - ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を最小限にするよう工夫する。
 - ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、テーブル・いすなどの共用設備について、適宜清掃・消毒を行う。
 - ・ 車両点検用工具などの共用器具については、使用後、こまめに消毒を行うよう努める。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

ウ バス車内

- 車内における消毒等の徹底
 - ・ バスの中の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や多くの乗客が頻繁に触れる箇所について、こまめに消毒を行う。また、座席にかける布についても、定期的に洗濯する。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・ 可能な限り手指消毒液を常備装備し、利用者に対し乗降時等の消毒への協力をお願いする。

防護スクリーンの設置

- ・ 運転に支障がない場合は、飛沫感染の防止のため、可能な限り運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置する。

マスク着用の徹底、乗務手袋着用の励行、予備搭載の確認

- ・ 運行中の乗務員はマスク着用を徹底し、乗務手袋着用を励行する。また、マスク、手袋の予備搭載を確認する。

車内換気の徹底

- ・ 利用者の協力を得て、可能な限りエアコン（外気導入）や窓の開放により車内換気を行う。また、可能な限り車内換気を行っていることを表示して、乗客に周知する。

- ・ 貸切バスや都市間バスで多く使われる、室内循環と外気導入を切り替えることができる車両については、可能な限り外気導入固定運転で運行するよう努める。
- ・ 観光地への立ち寄り等により乗客全員が降車する際は、可能な限り降車後にバス車内の窓を一定時間開放する。

- ・ トイレ休憩時等において乗客の一部がバス車内に残っている際は、可能な限りエンジンを切らずに、エアコンにより外気を導入し、車内換気を継続する。

乗客間等の身体的距離の確保

- ・ 利用状況を踏まえ、可能な限り一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。（乗客と乗務員の飛沫感染を防止する対策がとられている場合は除く）

アナウンスや掲示による利用者への呼びかけの実施

- ・ 利用者へのアナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗いの励行等の感染予防対策を徹底すること、時差出勤やテレワークに取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けることなどを可能な限り呼びかけるよう努める。

- ・ 特に、バスの換気性能を鑑みれば、バスはコロナウイルス感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者等に周囲する（動画配信等）。³

接触機会の削減の徹底

- ・ 運賃・荷物の受け渡しや荷役において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、直接接触を減らすように努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行う。
- ・ 各事業者の状況等を踏まえつつ、可能な限りキャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

³ 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」p.8～（付録）参照
(http://www.anta.or.jp/law/pdf/covid-19_guideline_bus.pdf)

○貸切バスにおける対応

- ・貸切バスにおける新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、貸切バス旅行連絡会が作成した最新の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」も参照し、適切に対処する。

旅行会社の対応(利用者への協力依頼)

- ・ 出発前に利用者の体調管理（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している利用者等⁴には、旅行参加を遠慮していただく。
- ・ 乗車時・再乗車時の手指消毒に協力を依頼する。
- ・ 通路での滞留が起きないように、小グループに分かれての乗車、降車時の順次離席等の協力を依頼する。
- ・ 座席位置に関する配慮（旅行中は同じ座席を利用する、間隔を空ける場合は間隔を空けて着席する等）やマスクを着用いただく。
- ・ 車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は原則として禁止していただく。
- ・ カラオケの利用及びサロン席での飲食・歓談は原則として禁止していただく。
- ・ トイレ付車両では、便器の蓋閉め後に洗浄いただく。
- ・ ゴミはエチケット袋に入れ、原則として持ち帰る。やむを得ずゴミ捨てした場合も入念な手洗い、手指消毒を励行する。
- ・ 旅行参加者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡していただくよう依頼する。
- ・ 旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者・契約者の連絡先情報を最低1ヶ月間保存する。

バス会社の対応

- ・ 前述の利用者への注意事項を、車内備え付けのリーフレット等で、改めて周知を図る。
- ・ S A、P A等における休憩はできる限り長めに取る（旅行会社へ協力依頼）
- ・ 車内ゴミの回収時には、マスク、使い捨て手袋を着用し、原則持ち帰り、止むを得ずゴミ捨てした場合は、手洗い・消毒を徹底する。

ガイドの対応

- ・ アナウンス時を含めてマスク着用の徹底
- ・ アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める。

宿泊時の対応

- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 宿泊中の健康チェック（体温、風邪症状の有無等健康チェックシート）
- ・ 体調不良時の乗務中止

⁴ 感染者の濃厚接触者や、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触者を含む。

- ・ 不要な外出の回避など、行動管理の徹底

エ タクシー車内

- 車内における消毒等の徹底
 - ・ タクシーの中の座席や手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や多くの乗客が頻繁に触れる箇所について、こまめに消毒を行う。また、座席にかける布についても、定期的に洗濯する。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- 防護スクリーンの設置
 - ・ 運転に支障がない場合は、飛沫感染の防止のため、可能な限り運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置する。
- マスクの着用の徹底
 - ・ 運行中の乗務員はマスクの着用を徹底する。
 - ・ 乗車に際して、乗客にマスクの着用について理解と協力を求める。
- 車内換気の徹底
 - ・ 乗客の意向を確認した上で、可能な限りエアコン（外気導入）や窓の開放により車内換気を行う。また、可能な限り車内換気を行っていることを表示して、乗客に周知する。
- 座席の利用
 - ・ 後部座席に着席可能な場合は、可能な限り後部座席に乗車してもらうよう促す。
- 接触機会の削減の徹底
 - ・ 運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、乗客との直接接触を減らすように努め、乗客が降車した後は車内の消毒を行う。
 - ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・ 現金による運賃の受け渡しの機会を減らし、乗客との直接接触を減らすため、カードやスマートフォンなどを活用した電子決済に対応できるようにする。
- マスクをしていない利用者からの乗車依頼への対応
 - ・ マスクをしていない利用者については、乗車前にマスク着用や、利用客と乗務員の身体的距離の確保を促す。
- 発熱やせき等の症状がある利用者からの直接の乗車依頼への対応
 - ・ 発熱やせき等の症状がある利用者から、帰国者・接触者相談センターなどを経由せず、直接の乗車依頼があった場合、運送約款等に基づき乗車を拒否することができる。ただ、その際もできる限り理解を得られるよう努める。

- 北海道コロナ通知システムの活用
 - ・北海道コロナ通知システムのQRコードを車内に掲示し、乗客へ登録を促す。乗務員・乗客の感染が発生した場合の接触者特定、通知の迅速化に努める。
- 新北海道スタイル安心宣言の掲示
 - ・新北海道スタイル安心宣言のクリアファイルに上記のコロナ通知システムのQRコードを差し込み、ヘッドレスト等乗客に見えやすい位置に掲示する。
 - タクシーが安心して利用いただける交通機関であることの周知をする。

オ バスターミナル

- バス待ち列における身体的距離の確保
 - ・主要ターミナル等屋内にあるバス停留所においてバス待ち列をつくる際には、バス待ち列の方向を定めるとともに、その施設の広さにおいて出来る限りの身体的距離の確保に協力を求める。
- アナウンスや掲示による利用者への呼びかけの実施
 - ・バスターミナルでのアナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗いの励行等の感染予防対策を徹底すること、時差出勤やテレワークに取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けることなどを可能な限り呼びかけるよう努める。

カ バス待合所・停留所

- 身体的距離の確保
 - ・バス待合所・停留所において、可能な限り身体的距離の確保に協力を求めるとともに、屋内の場合は、可能であれば出入口等を開放して換気を行う。
- アナウンスや掲示による利用者への呼びかけの実施
 - ・バスの待合所・停留所でのアナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗いの励行等の感染予防対策を徹底すること、時差出勤やテレワークに取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けることなどを可能な限り呼びかけるよう努める。

キ タクシープール

- 身体的距離の確保
 - ・タクシープールにおいてタクシーの待ち列をつくる際には、その施設の広さにおいて出来る限りの身体的距離の確保に協力を求める。札幌駅、すすきの、新千歳空港等、主要な施設等のタクシー乗り場にソーシャルディスタンシングのフットプリントを貼付する。

(3) シーン別対応事例

ア バス車内

対策ポスター、チラシの掲出（イメージ）



座席の利用制限



手指消毒液の設置



車内消毒（運行前後）



イ タクシー車内

チラシの掲出



手指消毒液の設置



北海道コロナ通知システムの活用及び新北海道スタイル安心宣言の掲示



防護スクリーンの設置



車内消毒（運行前後）

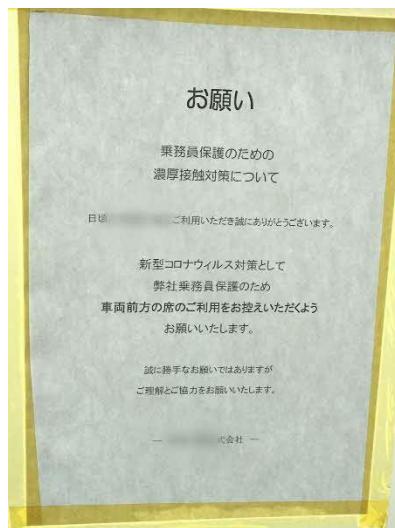


電子決済用端末の設置



ウ 切符・定期券等の購入窓口

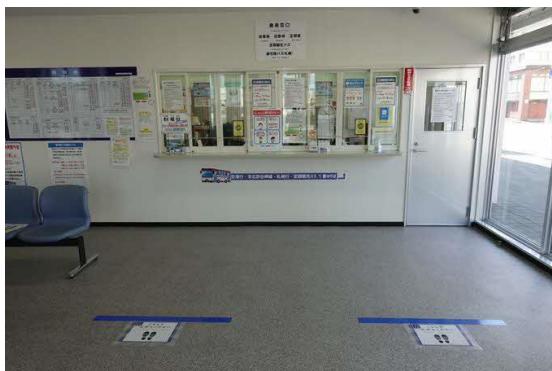
- 対策ポスター・チラシの掲出



- 防護スクリーンの設置、受け渡しの際の接触防止
- 券売機、カウンターなどの定期的な消毒



待ち列等にソーシャルディスタンシング確保のための表示



エ 事業所内

- ビニールカーテンの設置
- 手指消毒液の設置



共用部の消毒の実施



対策周知ポスターの掲示

「北海道のタクシー」安心宣言

私たちタクシー事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため
「7つの習慣化」を取り組みます!!



1. 従業員のマスク着用の徹底・手洗いを徹底します。



2. 従業員の検温測定など健康管理を徹底します。



3. 施設内の定期的な換気を行います。



4. 設備・器具など定期的な消毒、洗浄を行います。



5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。



6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。



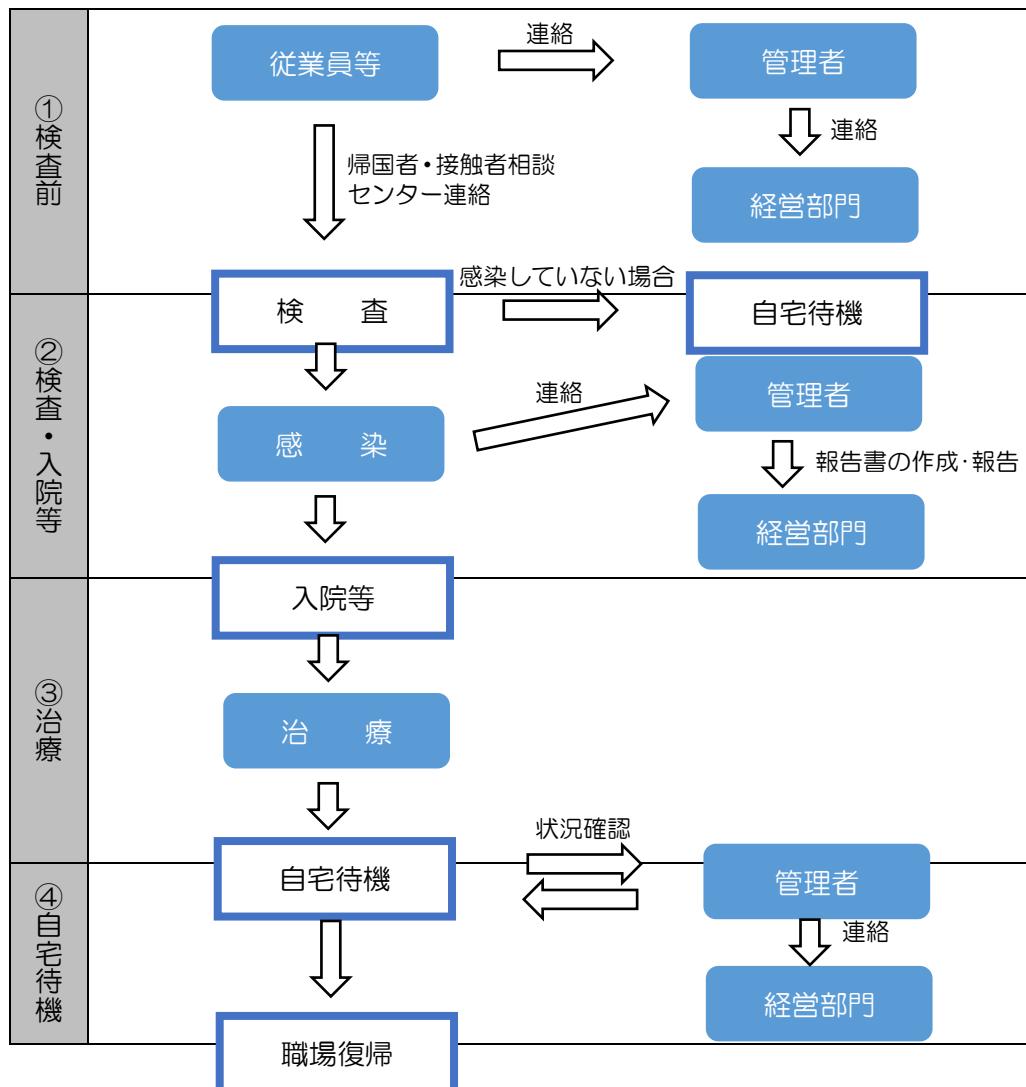
7. 従業員に感染拡大防止を呼びかけていきます。

事業者名
作製 令和2年8月 一般社団法人 北海道ハイヤー協会

3. 従業員等に感染が確認された場合の対応例

(1) 感染が疑われる従業員等の対応

基本的な対応フロー



①検査前

- ・ 感染が疑われる従業員等は、まずは、管理者に連絡する。その上で、帰国者接触者相談センター（連絡先は別記のとおり。）に連絡し、その指示に従う。
- ・ 従業員等から連絡があった場合、管理者はすみやかに経営部門に状況の報告を行う。

②検査・入院等

- ・ 検査の結果、感染が確認されない場合は、自宅待機を行う。
- ・ 検査の結果、感染が確認された場合、従業員等は管理者に連絡するとともに、保健所等の指示に従い、医療機関への入院やホテル等で宿泊療養を行う。
- ・ 管理者は、報告書（別記様式例を参照。）を作成し、経営部門に報告を行う。

③治療

- ・ 管理者は、可能な限り、感染した従業員等の状況把握に努める。

④自宅待機

- ・ 自宅待機中の従業員等は、管理者と定期的に連絡を取り合うなど、状況の確認を行う。

- ・ 管理者は、確認した状況について、隨時、経営部門に情報提供を行う。

自宅待機から職場に復帰する際の出社判断

- ・ 自宅待機を行っていた従業員等について、定期的に健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、次の基準などを参考に判断する。

表 感染した従業員等の職場復帰の目安（例）

<u>次の 1) 及び 2) の両方の条件を満たすこと</u>
1) 発症後に少なくとも 14 日が経過している
2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日経過している
*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
**せき・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
入院していた者については、退院時の主治医からの指示を参考にすること。 職場復帰に際して 1 週間程度の在宅勤務を行ってから出社することが望ましい。 在宅勤務が困難な場合は、復帰後 1 週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を 2 m 程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際には出社しないこと。

（出典）日本渡航医学会・日本産業衛生学会(2020)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）」

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の対応

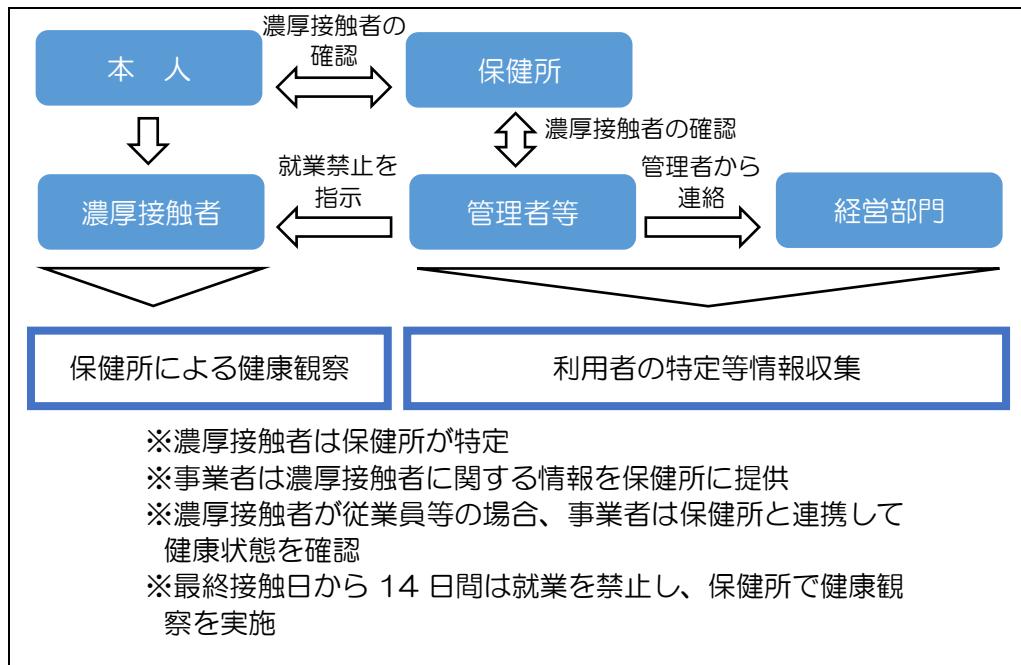
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状も含め、体調が思わしくない場合、感染者と濃厚接触の可能性がある場合、同居家族が感染した場合などについては、速やかに事業所等に報告のうえ、自宅待機とする。なお、自宅待機にあたっては、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機とする。
- ・ 自宅待機させた従業員等の症状に改善が見られない場合は、医師や保健所（連絡先は別記のとおり。）に相談する。

新型コロナウイルス感染症に感染した職員への配慮

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、事業所内で誹謗中傷などの人権侵害を受けることがないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

(2) 濃厚接触者への対応

基本的な対応フロー



保健所への確認

- ・ 濃厚接触者と疑われる本人（従業員等や乗客など）から最寄りの保健所（連絡先は別記のとおり。）に連絡し、濃厚接触者の範囲を確認する。
- ・ 連絡を行った本人が濃厚接触者と確認された場合、保健所と事業者（管理者等）との間で、濃厚接触者の範囲を確認する。

経営部門への連絡

- ・ 保健所から確認した事項について、管理者から経営部門に報告する。

利用者の特定等情報収集

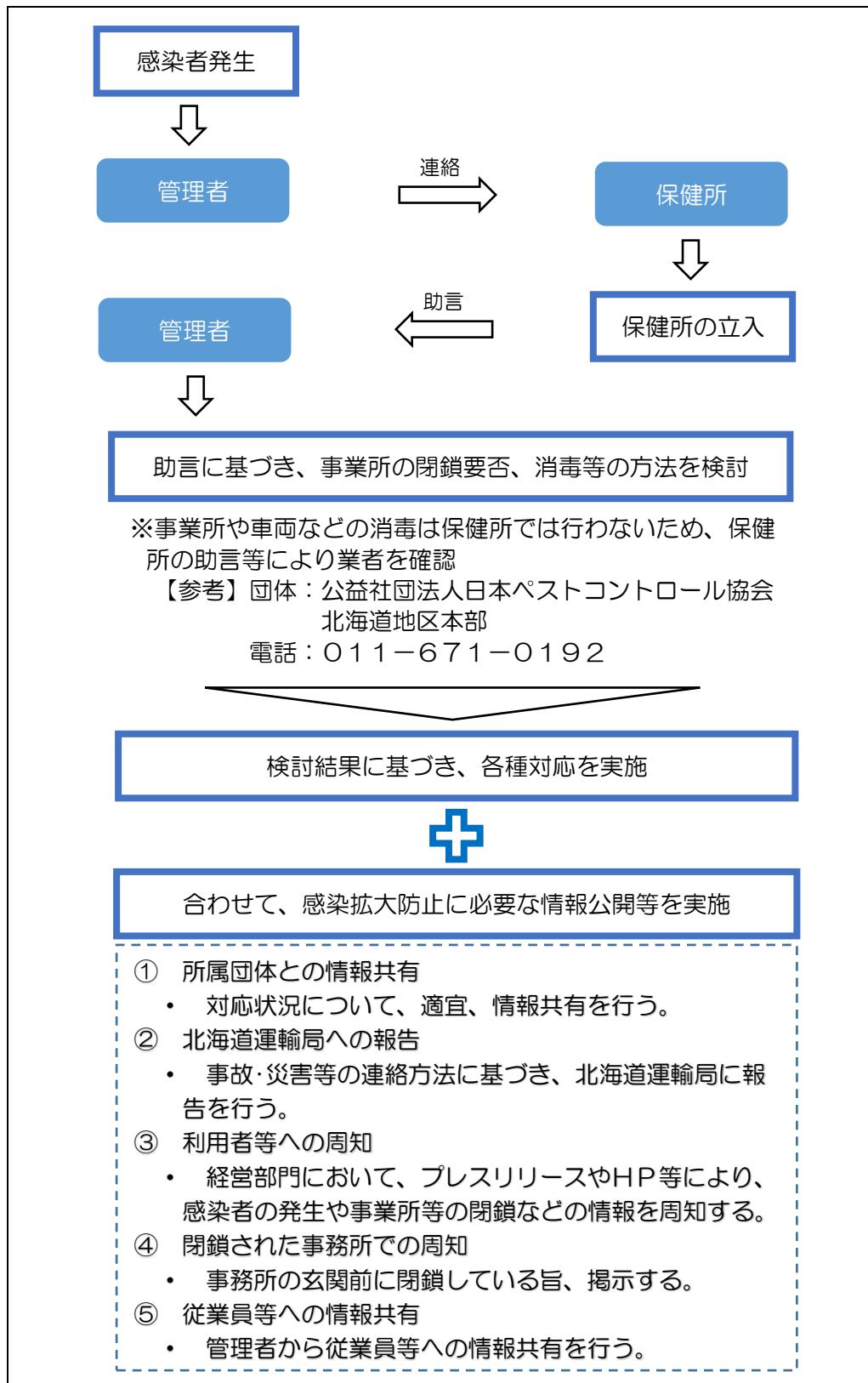
- ・ 保健所は濃厚接触者の特定を行う。事業者にあっては、保健所が行う特定作業への協力として、利用者等の濃厚接触者に関する情報（氏名、年齢、住所、電話番号等）を提供する。
- ・ 濃厚接触者が従業員等の場合は、保健所と連携して健康状態を確認する。
- ・ 濃厚接触者は、感染者との最終接触日から14日間は就業を禁止し、保健所による健康観察を受けることとなる。

新型コロナウイルス感染症に感染した職員への配慮

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で誹謗中傷などの人権侵害を受けることがないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

(3) 事業者の対応

基本的な対応フロー



- 保健所への連絡
 - ・ 感染者が発生した場合、管理者は保健所へ感染者発生の連絡を行う。
- 保健所による助言指導
 - ・ 保健所からの助言を参考に、事業所の閉鎖の要否、事業所や車両などの消毒等の方法について、経営部門と調整しながら、検討を行う。
- 各種対応の実施
 - ・ 検討結果に基づき、事務所の閉鎖や消毒など各種対応を行う。
- 感染拡大防止のために必要な情報公開等
 - ・ 感染者の発生や事業者としての対応について、所属団体と適宜、情報を共有する。
 - ・ 感染者の発生や事業者としての対応について、事故・災害等の連絡方法に基づき、北海道運輸局に報告する。
 - ・ 利用者等に向けて、プレスリリースの発出やHPへの掲出等を行い、本人が特定されないよう配慮した上で、感染者の発生や事業所等の閉鎖などの情報を周知する。

表 過去に事業者から公表された情報の例

項目	記載例
感染者の情報	年齢（○代）、性別
勤務場所	○○営業所、○○駅周辺など
発生経緯	○月○日体調不良、○月△日自宅待機、 ○月□日感染判明など
運行経路	○月○日△△路線、○月○日△△～□□など
事業者としての対応	事業所等の閉鎖、マスク着用の徹底など

※ 情報の周知にあたっては、本人が特定されないよう配慮すること。

- ・ 事務所の玄関前に閉鎖している旨、掲示する。
- ・ 従業員等に対して、知り得る情報について共有を図る。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した職員への配慮
 - ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で誹謗中傷などの人権侵害を受けることがないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

【様式例】

新型コロナウイルス感染者発生報告書

①所属営業所		
所属営業所名／営業所の車両数		両
②概要 <input checked="" type="checkbox"/> 運転手 <input type="checkbox"/> 運転手以外		
氏名 ／ 年齢	／	歳
ふりがな		
同居人		
同居人の健康状態		
在住地（市町村単位）		
③乗務等の状況、症状の経緯等		
発症前後の乗務・出勤状況		
乗務時・勤務時のマスク着用有無		
発症日	令和	年 月 日
発症状況		
医療機関受診日	令和	年 月 日
P C R 検査実施日	令和	年 月 日
陽性判明日	令和	年 月 日
感染源		
その他		
④その他		
該当営業所他の従業員の健康状態、自宅待機状況		
他の従業員に濃厚接触者がいる場合の濃厚接触者の人数、自宅待機状況		
感染予防対策（マスク着用、消毒、換気等）		
感染を受けてとった対応策（営業所閉鎖等）		
保健所からの指示があった場合は、その指示内容		
その他		

4. 利用者等に感染者がいたことが判明した場合

- 利用者等の特定等情報収集
 - ・ 自治体や保健所等と連携し、感染者に関する情報（氏名、年齢、住所、電話番号等）を収集する。
 - ・ 感染者が利用した路線名、系統名、利用日時、車両、施設等を特定し、自治体や保健所と情報共有する。
- 関係機関等への報告
 - ・ 感染の事実が判明した場合は、速やかに所属団体及び北海道運輸局に報告する。
- 感染者と接触した乗務員等の対応
 - ・ 感染者と接触した可能性のある乗務員等については、念のため自宅待機させる。
 - ・ 乗務員等が濃厚接触者にあたるかどうかについて、最寄りの保健所（連絡先は別記のとおり。）に確認する。
- 車両、営業所等の消毒
 - ・ 保健所等と連携し、感染者が利用した車両、施設等の消毒を行う。また必要に応じて事務所閉鎖等を行う。
- 事実の公表
 - ・ 自治体や保健所等と連携し、当該事実についてホームページ、SNS等により公表する。
- 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合
 - ・ 保健所、医療機関及びビル貸主の指示に従う。

5. 周知活動

(1) 従業員等・事業者向け

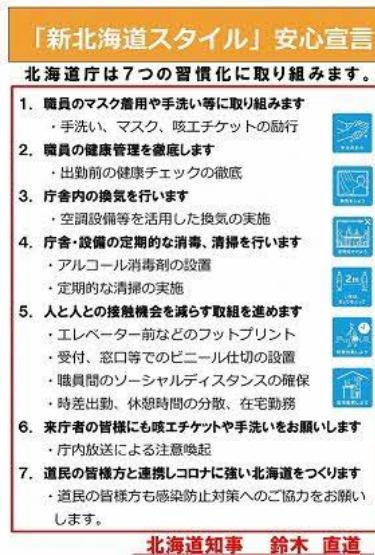
従業員等への協力の呼びかけ

- 事業所内で感染防止対策を示したチラシを掲示・配布し、従業員等に対して感染防止に協力を求める。
- 従業員等に本ガイドラインに基づく取組を促すため、3密にならないように配慮しながら、研修を行う。
- 従業員等に本ガイドラインに基づく取組を促すため、取組の簡単にまとめた冊子を作成・配布する。

新しい生活様式の実践に向けた取組の可視化

- 新しい生活様式の実践に向けて、本ガイドラインに基づいて行う感染防止対策を可視化し、従業員等や利用者に周知を図る。

図 「新北海道スタイル」 安心宣言（北海道）の例



チェックリストによる自主点検の実施

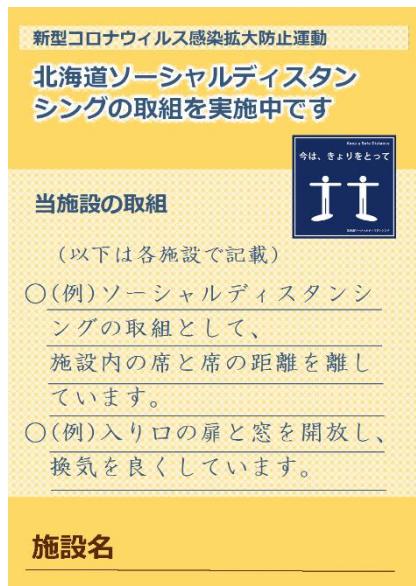
- 本ガイドラインに基づく取組への対応状況について、チェックリスト（P28～29のとおり。）による自主的な確認を定期的に行う。

(2) 利用者向け

乗客への協力の呼びかけ

- 感染防止に向けた取組に関するチラシを掲示して、車両に乗車する乗客に協力を呼びかける。

図 チラシのひな形の例（北海道ソーシャルディスタンシング）



- 路線バスに乗車する乗客に対して、車内アナウンスを活用して、感染防止に向けた取組を呼びかける。
- バスターミナルやタクシープール等において待ち列をつくる利用者に対して、身体的距離の確保を呼びかけるため、フットプリントを掲示する。

図 フットプリントの例



- 事業所内に立ちに入る利用者への協力の呼びかけ
- 事業所内に立ちに入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシを掲示・配布し、感染防止に協力を求める。

【乗務員用】運行開始前の自主点検チェックリスト

日時：令和 年 月 日
氏名：

運行開始前に、乗務員や乗客が新型コロナウイルス感染症に感染するのを避けるため、次の項目についてチェックしてみましょう。

参 照 ページ	項 目	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
P 4	直近の朝もしくは夕方に体温測定を行って、その結果と現在の体調を会社に報告しましたか？	<input type="checkbox"/>
P 9 P 11	本日乗車する車内の中のたくさん的人が触れる場所（座席やつり革、手すりなど）を消毒しましたか？	<input type="checkbox"/>
P 9 P 11	本日乗車する車内にゴミは残っていませんか？（特に鼻水や唾液がついたようなゴミが残っていた場合は、マスクと手袋を着用の上、ビニール袋に密閉して捨ててください。）	<input type="checkbox"/>
P 9 P 11	（防護スクリーンが設置されている場合、）防護スクリーンが外れたり、やぶれたりしていませんか？	<input type="checkbox"/>
P 9 P 11	マスクは着用していますか？	<input type="checkbox"/>
P 9 P 11	可能な限りエアコン（外気導入）や窓の開放などによって車内の換気をしていますか？	<input type="checkbox"/>

※このチェックリストは、感染防止対策ガイドラインの、2(1)、2(2)ウ及びエを基に作成しています。ガイドラインに掲載されているこれ以外の取組についても、できる限り取り組んでみましょう！

【従業員用】 執務開始前の自主点検チェックリスト

日時：令和 年 月 日
氏名：

執務開始前に、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染するのを避けるため、次の項目についてチェックしてみましょう。

参 照 ページ	項 目	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
P 4	直近の朝もしくは夕方に体温測定を行って、その結果と現在の体調を会社に報告しましたか？	<input type="checkbox"/>
P 5 P 6	定期的に手洗い・手指消毒ができるよう、石けんや手指消毒液などが置かれていますか？	<input type="checkbox"/>
P 6 P 8	マスクは着用していますか？	<input type="checkbox"/>
P 6 P 8	定期的に換気（1時間に2回程度）を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
P 6 P 8	ドアノブや電気のスイッチなど、手が頻繁に触れるところの拭き掃除や消毒を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
P 6	職場内に感染拡大防止を呼びかけるチラシなどを掲示して、従業員に感染拡大防止を呼びかけていますか？	<input type="checkbox"/>

*このチェックリストは、感染防止対策ガイドラインの、Z(1)、Z(2)ア及びイを基に作成しています。ガイドラインに掲載されているこれ以外の取組についても、できる限り取り組んでみましょう！

6. 連絡先一覧

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

令和2年（2020年）9月 現在

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆厚生労働省電話相談窓口	0120-565653（フリーダイヤル）	9時00分～21時00分 (土日祝も含む)

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	011-632-4567	9時00分～21時00分 (土日祝も含む)
◆旭川市保健所	0166-26-2397	平日8時45分～17時15分
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日8時45分～17時30分 土曜8時45分～12時00分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日8時50分～17時20分
*上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	下記 道立保健所一覧	平日8時45分～17時30分
◆新型コロナウイルス感染症健康相談センター	0800-222-0018	24時間

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所【受診相談】 救急安心センターさっぽろ	011-272-7119 (#7119)	24時間
◆旭川市保健所	0166-25-9848	8時45分～21時00分 (土日祝も含む)
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日8時45分～17時30分 土曜8時45分～12時00分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日8時50分～17時20分
*上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	下記 道立保健所一覧	平日8時45分～17時30分
◆新型コロナウイルス感染症健康相談センター	0800-222-0018	24時間

道立保健所一覧

※1：一般相談、※2：感染が疑われる方

保健所名	電話番号	保健所所管区域
渡島保健所	0138-47-9524 ^{※1} 0138-47-9548 ^{※2}	北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町
八雲保健所	0137-63-2168	八雲町 長万部町 今金町 せたな町
江差保健所	0139-52-1053	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
江別保健所	011-383-2111	江別市 石狩市 当別町 新篠津村
千歳保健所	0123-23-3175	千歳市 恵庭市 北広島市
俱知安保健所	0136-23-1914 ^{※1} 0136-23-1957 ^{※2}	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
岩内保健所	0135-62-1537	共和町 岩内町 泊村 神恵内村
岩見沢保健所	0126-20-0100 ^{※1} 0126-20-0122 ^{※2}	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
滝川保健所	0125-24-6201	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
深川保健所	0164-22-1421	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
上川保健所	0166-46-5979 ^{※1} 0166-46-5992 ^{※2}	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
名寄保健所	01654-3-3121	士別市 名寄市 和寒町 劍淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
富良野保健所	0167-23-3161	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌保健所	0164-42-8310 ^{※1} 0164-42-8327 ^{※2}	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
稚内保健所	0162-33-2538 ^{※1} 0162-33-3703 ^{※2}	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
網走保健所	0152-41-0683	網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
北見保健所	0157-24-4171	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町
紋別保健所	0158-23-3108	紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
室蘭保健所	0143-24-9833	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
苫小牧保健所	0144-34-4168	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
浦河保健所	0146-22-3071	浦河町 様似町 えりも町
静内保健所	0146-42-0251	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町

保健所名	電話番号	保健所所管区域
帯広保健所	0155-27-8634 ^{※1} 0155-26-9084 ^{※2}	帯広市 音更町 土幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水 町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路保健所	0154-65-5811	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居 村 白糠町
根室保健所	0153-23-5161	根室市
中標津保健所	0153-72-2168	別海町 中標津町 標津町 羅臼町

